

令和元年度 第1回平塚市地域包括支援センター運営協議会資料
令和元年7月18日

地域包括支援センターの概要

1 概要

地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、総合相談、自立支援、権利擁護など、さまざまな面から、高齢者を支援することを目的とした市が委託した機関です。

事業を開始した平成18年度においては市内8か所にセンターを設置していましたが、高齢者人口の増加とともに、センターへのニーズが高まっている傾向を考慮し、平成28年度より増設を進め、平成29年度からは市内13か所にセンターを設置し、運用をしています。

2 配置職員

- 保健師（または経験豊富な看護師）…保健、介護予防等の知識を有する専門職です。
 - 社会福祉士…幅広く福祉全般の知識を有する専門職です。
 - 主任ケアマネジャー…豊富な介護関係の知識を有する専門職です。
 - 認知症地域支援推進員…認知症の人やその家族を支援する相談を行います。
- ※認知症地域支援推進員は保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが兼務している場合もあります。

3 主な業務

No.	業務名	概要
1	介護予防ケアマネジメント業務（介護予防支援業務）	要支援1・2の方等に対し、それぞれの状態像に合った介護予防の計画（ケアプラン）を立てる等の支援を行います。
2	総合相談支援業務	高齢者本人、ご家族、地域の方々からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。
3	権利擁護業務（虐待早期発見・防止等）	高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めています。
4	包括的な支援業務（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）	高齢者を取り巻く地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくり（ネットワークづくり）に取り組みます。

以上